

自動車整備人材の確保・育成に関する検討会

設置要領

1. 趣旨

自動車整備人材の確保・育成については、平成26年4月にとりまとめた対策の方向性において、整備業における給与、休暇、作業環境、やりがい等の労働環境、待遇の改善や女性の活用が課題として挙げられている。

これらの対策事項について、有識者や関係業界、関連の諸機関や企業等の意見を聞きながら、広い視野で総合的に検討するために、標記の検討会を国交省自動車局に置き、具体的な対策内容及び推進方策について、取りまとめることとする。

また、本検討会では、整備人材の確保・育成に必要な労働環境や働き方の改善等に係る様々な対策に関する関係業界等における共通の認識やパートナーシップを醸成することも目的とする。

2. 検討会の名称

「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」とする。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、原則非公開とする。
- (4) 議事概要は、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) 配布資料は、個人情報や企業の内部情報が含まれているなどの検討会限りの資料を除き、原則ホームページで公開する。
- (6) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

4. その他

事務局を国土交通省自動車局整備課に置く。